

札幌市国民健康保険条例の一部改正について

賦課限度額の引上げ

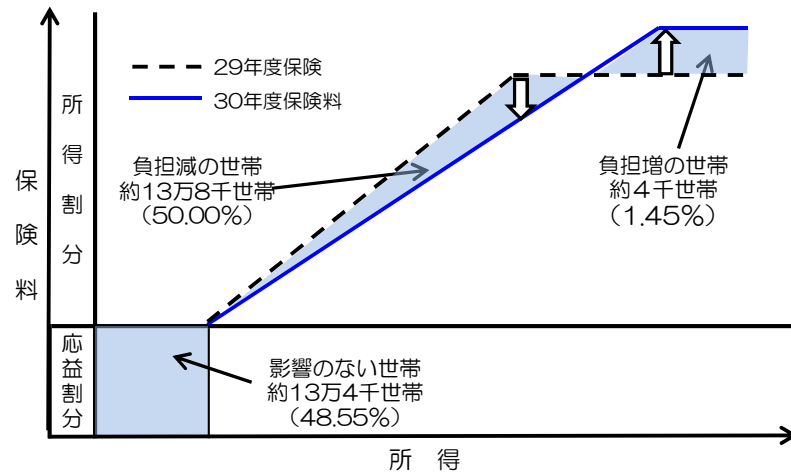
○改正の内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、賦課限度額（医療分保険料）の引上げを行う。

区分	29年度	30年度	引上げ額
医療分	54万円	58万円	+4万円
支援金分	19万円	19万円	-
介護分	16万円	16万円	-
合計	89万円	93万円	+4万円

○改正による影響

- ① 賦課限度額到達世帯（高所得層）の負担増
- ② 保険料の負担感が強い中間所得層の負担軽減



【モデルケース】給与2人世帯（介護分あり）の場合

年収	29年度	30年度	差額
200万円	224,060円	215,030円	▲9,030円
400万円	464,900円	447,150円	▲17,750円

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

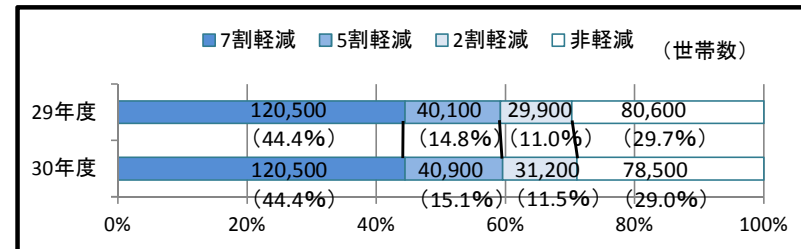
○改正の内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準（5割軽減と2割軽減）の拡大を行う。

区分	29年度（世帯所得で判断）	30年度（世帯所得で判断）
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+（被保険者数×27万円）以下	33万円+（被保険者数×27.5万円）以下
2割軽減	33万円+（被保険者数×49万円）以下	33万円+（被保険者数×50万円）以下

○改正による影響

軽減対象世帯の増加（約2,100世帯増加。軽減額は約5,400万円増加）



【モデルケース】給与2人世帯（介護分あり）の場合

年収	29年度	30年度	差額
153万円（2割軽減→5割軽減）	172,450円	133,480円	▲38,970円
215万円（非軽減→2割軽減）	262,040円	230,200円	▲31,840円

病床転換支援金の特例延長に伴う規定整備

○改正の内容

国民健康保険の支援金分保険料は、平成29年度まで「病床転換支援金（※）」を含めて算定していたが、国民健康保険法施行令の改正により、この取扱いが平成35年度まで延長されたことから、所要の規定整備を行う。

※病床転換支援金

医療機関が療養病棟から介護保険施設へ転換する際に、都道府県が助成事業を行っており、その事業に要する費用の一部として保険者が負担している費用。